

知的障害のある人のアセスメントと個別支援計画に関する研究 —知的障害のある人のニーズを見出すために—

5`Gh Xmc b`h Y5ggYga YbhcZDYcd`Yk]h`-bhY`WM U`8]gUM`]hYg`

UbX-bXj]Xi U]nYXGi ddcfhD`Ubg`Zf`H`Ya

室 林 孝 嗣

村 上 満

MUROBAYASHI Takatsugu

MURAKAMI Mitsuru

1. はじめに

障害福祉分野では、2003年の支援費制度の導入、2006年の障害者自立支援法の施行により、従来の措置制度から契約制度に転換された。しかしながら、障害者自立支援法については、応益負担の導入等多くの問題を抱え2009年の障害者自立支援法の廃止をマニフェストに掲げた民主党政権の成立により、同法の廃止が宣言された。現在、障害者自立支援法に代わる新法（障害者総合福祉法）の創案が進められている。

そうした中、2009年7月に衆議院解散で廃案になった障害者自立支援法の改正法案とほぼ同内容の法案が2010年10月の臨時国会に再び議員立法として提出され、同年12月3日に成立し、12月10日に公布された（改正障害者自立支援法）。

この改正障害者自立支援法は2012年4月から施行される。この度の改正では、障害者の相談支援体系を大幅に見直し、サービス利用の支給決定の仕組みを変えるとともに新たな相談支援事業所を設けるなど、相談支援の個別給付化が進められていく。さらに2012年度からは、多くのサービス事業所も新体系に移行し、相談支援事業所とサービス事業所との関係はより緊密になっていく。昨年、「障害保健福祉関係主管課長会議」において、「サービス等利用計画と個別支援計画の関係」が示された。今後、相談支援事業所がサービス等利用計画を作成し、それにもとづいて障害福祉サービス事業所が個別支援計画を作成することになる。

本稿では、目まぐるしく変化していく障害福祉分野でとりわけ知的障害のある人たちが多く利用するサービス事業所において、利用者の個別支援計画を立てることに戸惑いが生じている現状を踏まえながら、個別支援計画を作成する際に行うアセスメントの方法ならびにアセスメントから導き出される利用者のニーズの捉え方について論ずる。

2. サービス等利用計画と個別支援計画との関係

改正障害者自立支援法の施行に向けて、「障害保健福祉関係主管課長会議」（2011.10.31）¹⁾が開催された。「相談支援の充実等について」の項目では、「障害者」の相談支援体系を見直し、計

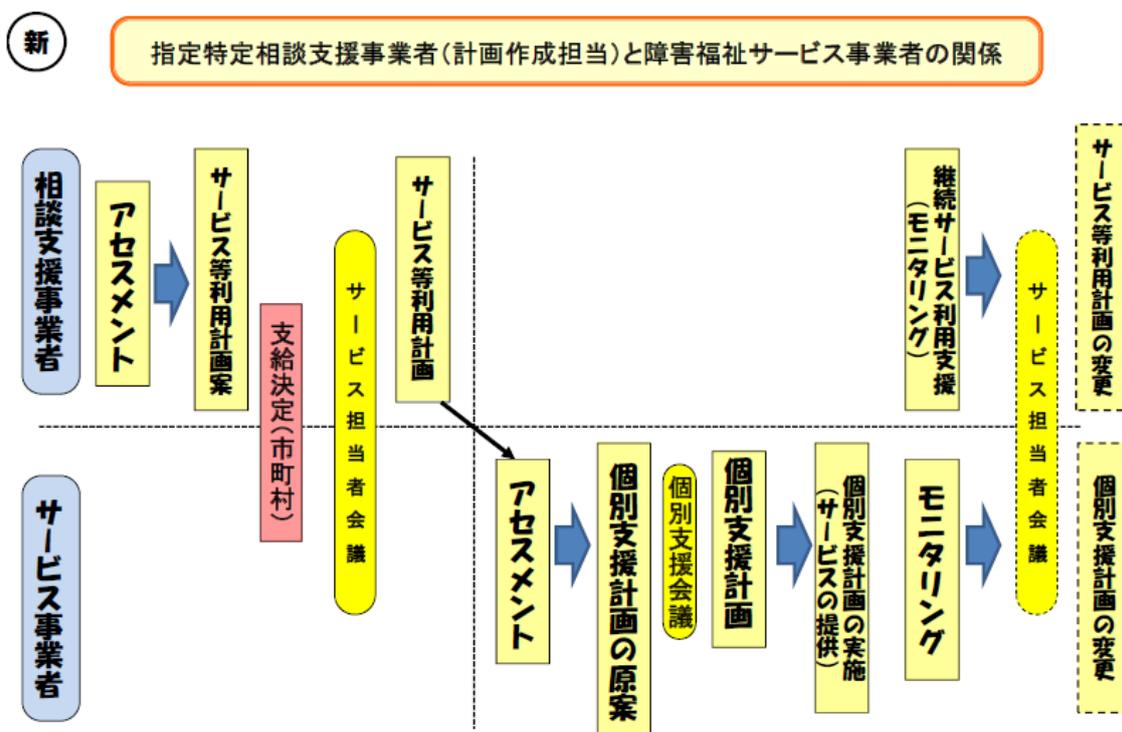
画相談支援（個別給付）等を行う指定特定相談支援事業者（計画作成担当）（※事業者指定は、市町村長が行う）を新たに設け、サービス等利用計画を作成することになる。そしてこのたび「サービス等利用計画と個別支援計画の関係」が示された。

「サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成」する。「個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成」するとしている。

指定特定相談支援事業者（計画作成担当）は、「アセスメント（障害者の心身の状況、その置かれている環境、日常生活の状況、現に受けているサービス、サービスの意向、支援するうえで解決すべき課題、その他）」し、「サービス等利用計画（生活に対する意向、総合的な援助の方針、解決すべき課題、サービスの目的（長期・短期）、その達成時期、サービスの種類・内容・量、サービス提供の留意事項）」を立てる。さらに「障害福祉サービスに加え、保健医療サービスやその他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める」「複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等総合的な支援計画を作る」としている。

障害福祉サービス事業者は、サービス等利用計画を受けて、「アセスメント（置かれている環境、日常生活の状況、利用者の希望する生活、課題、その他）」し、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める（個別支援計画）」としている。

指定特定相談支援事業者とサービス事業者の関係を図で表すと以下のようなになる。



【図1】「障害保健福祉関係主管課長会議資料」2012.10.31

ここで示された図は、介護保険における居宅サービス計画（ケアプラン）と各事業所の個別援助計画の関係と全く同じ構造である。将来、障害福祉サービスが介護保険に統合されることを念頭に考えられた仕組みと言わざるをえない。サービス等利用計画は、総合的な援助方針等を示すものとしながら、基本的には最も適切なサービスの組み合わせ等を行うケアプランであり、個別支援計画は、個別給付内で行われる「サービス提供の計画」であると言える。

3. アセスメントについて

サービス等利用計画及び個別支援計画を立てる際、アセスメントが必要である。アセスメントとは、利用者の生活と置かれている環境において状況を把握し、当事者の希望や意向を尊重しながら、ともに生活課題を明らかにしていく作業のことである。利用者の「生活のしづらさ」が何によってもたらされているのか、生活課題の実現を妨げている要因について明らかにし、充足するための支援方法を検討するものである。²⁾

窪田暁子は、ソーシャルワークのアセスメントについて以下のように論じている。

「ソーシャルワークとしてのアセスメントとは、援助者が一方的に利用者の抱えている課題や困難を把握し、分析・検討することではない」として、「アセスメントの実施そのものが、①本人の直面している生活状況を明らかにする共同作業を構成し、客観的な問題状況と、本人の問題認識および対処評価、援助者からの適切な情報提供と心理的支持などの働きかけ、そして当面する課題に関する共通認識の形成が含まれる。②本人にとっては、自分の生活の現状を見直し、あらためて課題を発見する機会であり、その意味で生活の仕方を変える教育的契機ともなる。③より長期の、より体系的、治療的働きかけによる問題認識と対処行動のパターン変容を可能とする援助関係の樹立につながる。④極めて個別的な事情と状況に応じて行われ、テーマとその心理・社会的意味が全体としてとり扱われる」³⁾としている。

ここでは、いくつかのアセスメントシートを比較検討する。①旧知的障害者援護施設でよく使用されている「日本知的障害者福祉協会」のアセスメントシート⁴⁾、②発達保障を基本に総合生活支援計画をもとに個別支援計画を捉えている「NPO あいち障害者センター」⁵⁾のもの、③「スウェーデン発・知的障害のある人の生活支援ハンドブック」⁶⁾で示されているアセスメントシートを取り上げる。縦の列は領域別の項目が、横の列には評価項目が並べられている。

【表1】 <[1] 日本知的障害者福祉協会>

	全くできない	ほとんどできない	一部できる	ほぼできる	できる
1. 基本的な生活習慣	(全面的な援助必要)	(多くの面で援助必要)	(一部援助が必要)	(配慮が必要)	
2. 生活スキル					
3. 社会スキル					
4. 社会参加					
5. コミュニケーション・対人関係					

【表2】 <[2]NPO あいち障害者センター>

	実態と具体的支援内容	本人の思い・願い・悩み・認識	家族の思い・願い・悩み・認識	職員の意見	支援の必要度	優先順位
1. 生活基盤	・十分	・満足	・満足			
2. 健康・障害・疾病	・ほぼ十分	・ほぼ満足	・ほぼ満足			
3. 日常生活	・不十分	・不満足	・不満足			
4. コミュニケーションスキル						
5. 社会生活技能						
6. 社会参加						
7. 労働						
8. 家族支援						

【表3】 <[3]知的障害のある人の生活支援ハンドブック>

(1)家ですることは何ですか？		あなたはどの程度支援を受けていますか (本人による評価)				
		支援者が行っている	支援者と行っている		自分で行っている	
1. 日常的な行為						
2. 衛生面	支援者による評価	支援者がすべて行っている。	支援者が実質的な部分について行っている。	支援者が言葉でサポートしている	支援者はい	支援者はその場におらず、本人がすべて一人でやっている
3. 食事面						
4. 調理						
5. 家事						
6. 移動						
7. 家計						
(2)余暇活動にすることは？						
		支援者と行っている	友人と行っている		自分で行っている	
1. 余暇活動						
2. 交友	支援者による評価	支援者がすべて行っている。	支援者が実質的な部分について行っている。	支援者が言葉でサポートしている	支援者はい	支援者はその場におらず、本人がすべて一人でやっている
3. スポーツ						
4. 文化教養・娯楽						
(3)仕事場(日中活動)ですることは？		あなたはどの程度支援を受けていますか (本人による評価)				
		支援者と行っている	同僚と行っている		自分で行っている	
仕事・日中活動	支援者による評価	支援者がすべて行っている。	支援者が実質的な部分について行っている。	支援者が言葉でサポートしている	支援者はい	支援者はその場におらず、本人がすべて一人でやっている
(4)能力活用の評価	①シンボルの利用、②分類・選択、③量・数量・計算・数字、④お金、⑤関連性、					
(5)状況の分析	⑥時間、⑦距離・間隔・空間と方角・方向					

3つのアセスメントシートの詳細(フェイスシート等も含め)については、ここでは触れないが、大まかにその特徴を述べる。[1]の場合、領域ごとの項目は質問形式をとり、従来から行われている評価方法でその後キーワード等から課題を抽出するという方式をとる。[2]の場合は、本人の「できる」「できない」という見方ではなく、「していること」(実行状況)と「できていること」(能力)という実態に対しての評価と、そこに「本人の思い・願い・悩み・認識」で「したいこと」を導き出していく方法をとる。[3]は、生活の場面ごとの問いに、本人自身が「どの程度支援を受けているか」の認識を「本人による評価」から知るとともに、「支援者による評価」との比較を通して自立に対する本人と支援者との認識のズレを明確にする。(1)~(3)の項目ごとに①あなたが自分でやりたいことは何ですか、②やりたくないことは何ですか、③もっとやりたいことは何ですかという問いを設けている。さらに(4)「能力活用の評価」、(5)「状況の分析」では、①シンドルの利用、②分類・選択、③量・数量・計算・数字、④お金、⑤関連性、⑥時間、⑦距離・間隔・空間と方角・方向の項目が設けられているのが特徴的である。

こうした包括的なアセスメントシートを使用することにより、利用者の生活像と経年的な変化を把握することは可能となる。しかし、アセスメント項目に従ってシートを埋めるだけでは、生活課題(ニーズ)は浮かび上がってこない。ここに障害福祉サービスを提供している職員の苦悩がある。窪田のソーシャルワークのアセスメントに従えば、アセスメントは、その人の生活状況を明らかにし、生活課題(ニーズ)に関する共通認識の形成する利用者との共同作業である。どのようにアセスメントすれば、ニーズを導き出すことができるのか。また、ニーズをどのように捉えればよいのか。本人の希望・願いとニーズをどのように捉えればよいのか次節で検討する。

4. ニーズとは

社会福祉学で最も広く受け入れられているニーズの定義は、「何らかの基準に基づいて把握された状態が、社会的に改善・解決を必要とする社会に認められた場合に、その状態をニード(要介護状態)とすることができる」(三浦文夫)⁷⁾である。この定義によれば、ニーズとは第三者によって社会的に決定・承認されるものということになる。

社会福祉学では、ニーズはその関与者によって「主観的ニーズ」と「客観的ニーズ」とに分類される。ニーズは客観的必要に、ディマンドは主観的要求に対応するとされる。

また援護水準によっては、「顕在ニーズ」(当事者によって自覚されたニーズ)と、「潜在ニーズ」(当事者には自覚されないが専門家や第三者によって判定されたニーズ)とに分類される。「顕在ニーズ」よりも「潜在ニーズ」のほうが援護水準が高いとみなされている。

ニーズの類型には、ブラッドショウのニーズの4類型がよく引用される。①「規範的ニーズ(normative needs)」②「感得されたニーズ(felt needs)」③「表出されたニーズ(expressed needs)」④「比較ニーズ(comparative needs)」である。

以上のニーズを整理すると、①が「客観的ニーズ」に、②③④が「主観的ニーズ」に該当する。さらに、①は潜在ニーズとして、②③は顕在ニーズ、④相対的な比較によって顕在化する。ニーズの判定者は、①専門家・第三者、②③当事者、④第三者及び当事者となる。(【表4】参照)

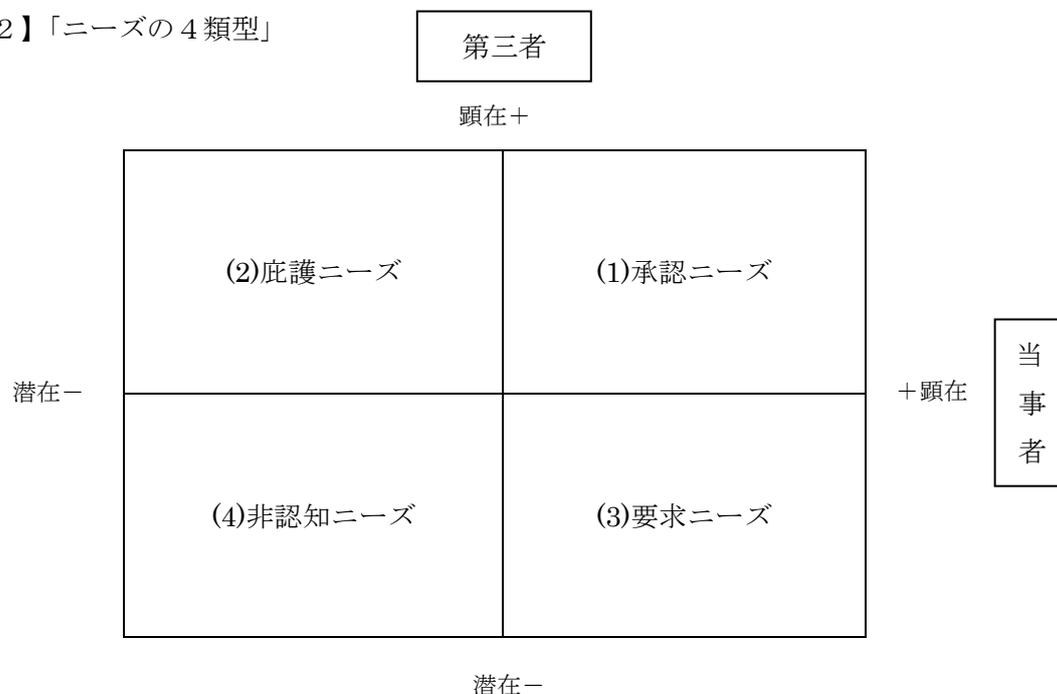
【表4】

ブラッドショウ	客観・主観的需要	顕在・潜在ニーズ	ニーズ判定者
① 規範的需要 normative needs	客観的需要	潜在ニーズ	専門家・第三者
② 感得されたニーズ felt needs	主観的需要	顕在ニーズ	当事者
③ 表出されたニーズ expressed needs	主観的需要	顕在ニーズ	当事者
④ 比較的需要 comparative needs	主観的需要	相対的な比較によつて顕在化	第三者及び当事者

これとは別に、上野千鶴子は、新たなニーズ類型を定義している⁸⁾。まず、「ケアとは、ケアの受け手と与え手のあいだの相互行為」で、言い換えるならば「ニーズとサービスの交換行為である」とした上で、「ニーズとは、第一義的に当事者に帰属されるべきで、ニーズも相互行為の過程で生成されるもの」と仮定している。そして、(a)判定者によって当事者と第三者を区別し、かつ(b)ニーズの生成過程を潜在と顕在とに区別することで、以下の4元図式を得ることができるとしている。

- (1)承認ニーズ——当事者顕在・第三者顕在
- (2)庇護ニーズ——当事者潜在・第三者顕在
- (3)要求ニーズ——当事者顕在・第三者潜在
- (4)非認知ニーズ——当事者潜在・第三者潜在

【図2】「ニーズの4類型」



(1)承認ニーズ…当事者によって顕在化され、第三者によって承認された、社会的に満たされるべ

きニーズ。「顕在ニーズ」狭義の「客観的ニーズ」「規範的ニーズ」として捉えられる。

(2)庇護ニーズ…広義の「客観的ニーズ」、狭義の「潜在的ニーズ」として捉えられる。当事者にとっては潜在的だが、第三者にとっては顕在的なニーズ。「潜在ニーズ」であり、ニーズ判定者が第三者で「あなたのために、よかれと思って」という「温情庇護主義 (paternalism)」を含意。

(3)要求ニーズ…当事者にとっては顕在的だが第三者にとっては潜在的なニーズ。「主観的ニーズ」「感得ニーズ」「表出ニーズ」であり、「ダイヤモンド」と捉えられる。

(4)非認知ニーズ…「比較ニーズ」当事者によっても第三者によっても顕在化されないニーズ。⁹⁾

【図2】で示されているとおり、「要求ニーズ」から「承認ニーズ」への移行の過程を考えると、まさしくそれは「ダイヤモンド」から「ニーズ」へ、つまりニーズの社会的生成過程そのものであるといえる。当事者運動は当事者ニーズの承認を求めて闘いってきた。また、「庇護ニーズ」から「承認ニーズ」への過程は、当事者による規範的なニーズの受け入れとみることができる。しかし、ここには、説得や納得、強制をとまなう場合があると考えられる。「庇護ニーズ」から「承認ニーズ」への移行は、あらかじめ第三者によって定義されたものへの当事者の適応を要求するのに対し、「要求ニーズ」から「承認ニーズ」への移行は、承認ニーズそのものの規範的な変容、つまり社会の側が変化に適応しなければならない。

潜在ニーズが顕在化するプロセスは連続体である。「非認知ニーズ」については、当事者も第三者も「まだ知られていないニーズ」に目覚めるのは、他者（他の社会、他の時代）との比較によることが多い。他者との比較によって、当事者自身が気づいていないニーズを顕在化させる引き金となる。ニーズを顕在化させることは、今のように社会をつくるための構想力と切り離せない。上野は、「ニーズはあるのではなく、つくられる。ニーズをつくるというのは、もう一つの社会を構想することである」¹⁰⁾としている。

このようにニーズを捉えることができたとき、知的障害のある人のニーズは、どのように理解されるのであろうか。なかなか自分の希望や願いを言わない人の場合、支援者は「あなたのために、よかれと思って」という「庇護ニーズ」を導き出していく傾向が強い。しかしそれはどのようなレベルで考えられどのような過程を辿るのであろうか。一方、本人が自分の希望・願いを言った場合は、支援者は内容にもよるが環境調整が困難なことも多く「要求ニーズ」としてなかなか認められない傾向がある。さらに家族からのニーズが明確になっている場合、とても複雑となる。

5. 潜在能力アプローチとは

ニーズの類型論は、ニーズを図る基準やニーズの状態について答えてはくれない。そこで、アマルティア・センの「潜在能力 (capability) アプローチ」を取り上げてみる。

潜在能力アプローチは、独特の「ニーズ」概念に依拠したアプローチであり、「選好 (preference)」と「ニーズ (needs)」を区別する。必ずしも「選好」が「ニーズ」を反映しているとは限らないからである。

センは、「潜在能力」を「本人が実際に選択した状態、あるいは、本人の評価に基づいて最大と

見なされるような状態のみならず、本人の評価から離れて、本人が達成可能な状態である状態の集まり、すなわちその「機会集合」¹¹⁾であると定義している。

大沢真理はセンのいう「潜在能力」を次のようにまとめている。

人の状態(〇〇であること=being)や行動(〇〇すること=doing)が、その人の「暮らしぶりのよさ」すなわち「福祉 well-being」の現状を直接に表すとして、「機能 functioning」と呼ぶ。各人が選択することのできる機能の集合が、その人の「潜在能力 (capability)」である。個人が選択できるあり方や行動の幅であり、その意味で「自由」を表す。さらに、「人として生活が成り立ち社会に参加できるという(潜在能力)を考え、その潜在能力の欠損」を「必要(ニーズ)」と定義する。¹²⁾

センのいう「福祉的自由 (welfare freedom)」とは、「疫病から逃れられること、栄養をバランスよく充足できること、自由に移動できること、自分の気持ちや考えを適切に表現できること、必要な情報を的確に理解できることなど、人々の行いやありように関する基本的能力の豊かさ(潜在能力)を表す概念」¹³⁾である。現在の状態が「自由な選択」の結果でないとしたら、潜在能力において欠けているということになる。

選択肢にないものに対して個人が選好を表明することはめったにない。選択肢の集合(機会集合)の少ない個人は、潜在能力から見て高いニーズを持っているにもかかわらず、そのニーズを満たすような選好を表明することなく、低い水準で満足する傾向がある。機会集合の少ない個人を「自由」と呼ぶことはできないだけでなく、選択肢が少なければその帰結に対して、当人の責任を問うことも適切とはいえない。なぜなら責任とは自由ともなうものだからである。¹⁴⁾

センは「ある個人に対してどんな潜在能力を保障すべきかは、本人の意思だけでは決められないとしても、本人の意思からまったく離れて定められる事項でもないはずだ。それは人々の主観的評価に還元されはしないが、人々の認識や評価を超越した客観的事実として理論的先駆的に与えられるものでもない。それは、最終的には社会を構成する人々の社会的な選択によって決められなくてはならないだろう」¹⁵⁾としている。

ニーズとは、「自分にとってのニーズ、自分たちにとってのニーズ、自分以外のより一般的なニーズを評価しようという個々人の内省的かつ公共的営みの中を通じて次第に形をとっていくもの」(後藤・セン)¹⁶⁾としている。また、ニーズとは、「ニーズの主体とそれを受容する第三者との相互行為と交渉の過程を通じて初めて生成するものである」¹⁷⁾と言える。つまり、アセスメントをする支援者と利用者との関わりの中で、お互いに影響し合い信頼関係を結びながらニーズが導き出されていく。

知的障害のある人のニーズをどのように捉えるのか。まずは利用者との関わりの中から本人の意思を確認し、その人の行いやありようを見ながら「人として生活が成り立ち社会に参加できる」という潜在能力を考え、その潜在能力の欠損を理解していくことが必要になってくる。

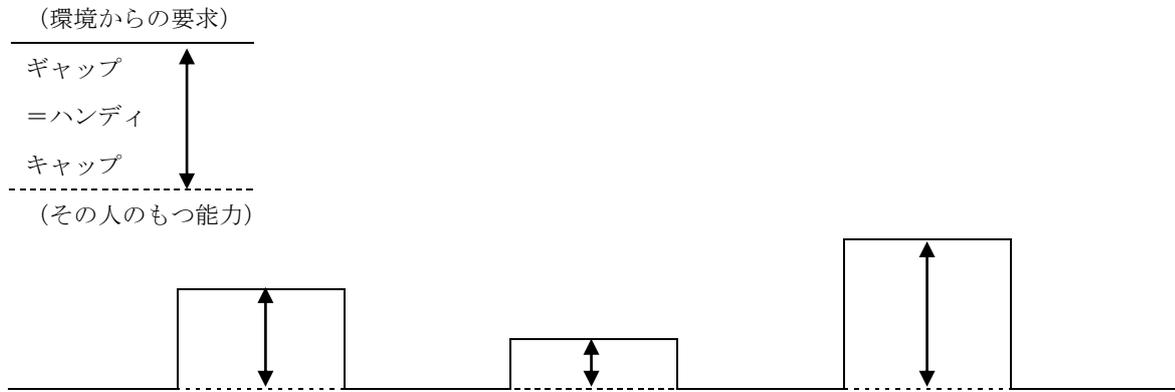
6. 知的障害のある人のニーズ

知的障害のある人は、その機能障害により、さまざまな困難な状況に遭遇する。たとえば「認知が不正確で、理解・実施・取り扱いに時間がかかる」「抽象的な言葉と表現の理解が苦手」「複

数の選択肢を頭の中で保持・整理し、同時に比較・選択することが難しい」「コミュニケーションがうまくできない」などである。このように知的障害のある人たちに共通して生じる困難性が認められるとき、支援者は本人が理解している状況を把握し、本人の要望（願い）や自分の障害についてのおおよその理解、本人を取り巻く環境について調べる必要がある。なぜならば、人の可能性というのは個人の資質と環境により異なるからである。「その人のもつ能力」と「環境からの要求」のギャップが、その人の困難な状況を作り出す。【図3】

困難のある状況とは、生活環境で本人が乗り越えることができないほどの高い要求があるときである。この周囲から求められるレベルが高いときには、それを下げたり周囲の環境と協調できるようなコンディションや支援を提供することにより、その問題を小さくしたりすることができる。18)

【図3】環境への適応のモデル



*多くの状況においては参加できているが、ある状況下では環境からの要求が高い

「スウェーデン発・知的障害のある人の生活支援ハンドブック」ミネルヴァ書房、2011.3 (参照)

知的障害のある人が、可能な限り日常生活において自立するためには、①日常生活環境において、どのような状態が、本人の能力・才能以上の能力を必要とするのか。ハンディキャップのある状況を生じさせているものは何か。②どのような能力・才能が、個々の異なった状況で求められているのか。③本人にはどのような能力・才能があるのかを知る必要がある。つまり、どのような環境でどのように自分の能力を活用しているかの評価（アセスメント）をするのである。19)

(1) 本人の能力評価について

スウェーデンでは、グンナル・シリェーン (Gunnar Kylen) の理論による「能力評価」が行われている。その能力評価は、本人が日常生活において、経験にもとづいて能力をどのように活用しているかの情報を得ることである。本人の多くの経験が能力を創造するとして、生活年齢や経験が、自分自身の能力をより発達させることができると考えるのである。20)

知能に関しては、生活環境の中にあるさまざまな事柄のうち、印象に残ったものは認知され、シンボル化（現実のイメージがさまざまな形や表現に変換された）し、5つのカテゴリーに整理される（①部屋（スペース、空間）②時間、③質、④量、⑤理由（原因））。シンボル化とは、抽象化するということであり、抽象化には経験が必要であるとしている。抽象化は、経験により継続する。つまり、個人の経験により、能力はより活用できるように発達する。この評価方法の例

として、4ページの【表3】「能力活用の評価」を参照。

知的障害の能力障害として、①同年代の人々より低い抽象化機能（アレンジ、抽象化、経験を利用することが困難）、②記憶の容量が小さい（たくさんの印象を同時に送ることの困難性）があげられる。しかし、能力障害は、感情、ニーズ、情緒の過程、態度と自信には影響しない。これらは、本人が接触する物事との関係性によって影響される。

知的障害のある人は、どのような支援や選択肢が自分の日常生活にあるのか、という情報を知る権利がある。その情報は、本人が理解できる方法で提供されなければならない（＝本人が理解できれば、自分で決定できるものとして利用できる）。支援者の仕事としては、情報を本人にとって利用しやすいように、言葉による通訳やさまざまな具体的な形に翻訳（文章→絵）すること等である。

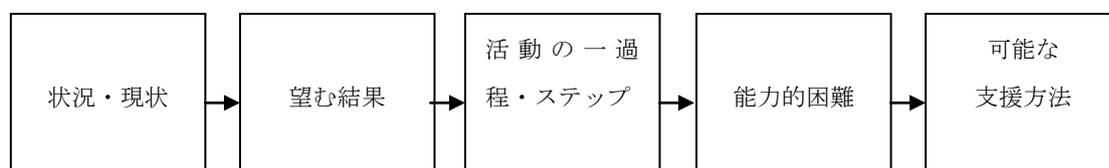
このように知的障害のある人は、その「機能障害を補ったり、認知を補う方法を利用する」ニーズがある。本人の能力に応じた特別な支援方法の提供が重要である。

（2）環境の評価（状況の分析）について

その人を取り巻く環境を見るとき、「状況の分析」をすることが大切である。すべての日常生活の活動は、さまざまな大・小の部分と過程・ステップに分けることができる。その過程・ステップは、本人の能力に対して大きな要求であることもあれば小さな要求であることもある。

状況の分析では、本人の日常生活のどのようなものが、小さな部分や過程・ステップに分けることができるのか、またどのような過程・ステップに能力的困難性があるのかを分析する。

【図4】



「スウェーデン発・知的障害のある人の生活支援ハンドブック」ミネルヴァ書房 p49 (参照)

支援者はその状況に存在する能力に対する「要求」は何なのかを見つけ出す。本人の能力障害の評価と状況分析の結果を比較することで、問題となっている状況を見つけ出すことができる。そして、その人がその活動の各過程・ステップにおいて、どこに困難性があり、どこがそれほど困難でないのか分析する。そこから知的障害のある人の「ニーズ」を導き出すのである。²¹⁾

（3）「特別な支援」について

本人の能力評価では、「機能障害を補ったり、認知を補う方法を利用する」ニーズ、自分の生活や環境において「構造化・具体化への支援」を得るニーズがある。

知的障害ある人が、あることを解決しなければならない状況にあり、そして能力の支援方法が選択されるとき、知的障害のある人のニーズと希望がその出発点となる。何が本人のニーズで、何が周囲からのニーズなのかを見極め、知的な障害のある人が理解できるように「情報」を提供し、「認知的な支援」をする。多くの能力への過程を単純化し、その人が理解・対応できるレベル

へ適応化することにより、本人の機能を補うことができる。適応するということは、日常生活をより理解しやすい方法で構造化することである。構造化は、具体的な方法でその行程を表現することであり、日常生活状況における抽象的な事柄を特別な支援方法（文字で書く代わりに絵で示したり）を利用することによって具体化することである。特別な支援方法とは言うなれば能力を補う方法である。

7. まとめ

本稿では、知的障害のある人の個別支援計画を立てる際のアセスメントの方法及びニーズの捉え方を見てきた。

E. リンストロームは、「すべての人々は自ら成長・発達し、快適な生活を送るために、自らの可能性を広げる活動に参加するニーズがある。そのニーズを満たすには、情報を得たりアクセスできる、新しいことを学ぶ、責任を果たす、自己決定ができることが必要である」²²⁾ としている。

知的障害のある人のニーズをとらえるとき、その人が「どのような『環境』で、どのように『自分の能力を活用』しているか」を見る（アセスメント）必要がある。具体的には①「本人の能力の評価」を行い、②「環境の評価（状況の分析）」を行う。このことにより、どのような状況で問題（困っている状態）があるのかを見だし、「機能障害を補い、認知を補う方法を利用する」ニーズ、自分の生活や環境を「構造化・具体化する支援」を得る等のニーズを導き出す。つまり知的障害という機能障害ゆえにその人の潜在能力が欠損している状態（ニーズ）があるとき、それを満たすために情報を得たりアクセスできる、新しいことを学ぶ、責任を果たす、自己決定ができること等の支援が必要となるのである。

知的障害のある人が障害福祉サービスを利用するに際して、サービス等利用計画が立てられ、それにもとづいて個別支援計画が立てられる。その計画立案のもととなるのがアセスメントである。どのようにアセスメントするか、そこからある意味で知的障害のある人の支援が開始される。その支援とは、その人の「ニーズを理解し・補う」ことである。センの言葉で言うならば、その人の「潜在能力の欠損の状態（ニーズ）を理解し・補う」支援である。知的な障害のある人にとってアセスメントは、「自分のことを理解され、自分が何を望んでいるのかを理解され、自分のことを尊重される」機会である。その人のニーズと希望が明らかにされる過程であり、ここが出発点となる。

個別支援計画はアセスメントから始まる。アセスメントは本人と支援者との相互行為と交渉の過程を通じて行われ、本人が理解できる方法により選択された個別支援計画であることが肝要である。なぜならば、「人には、選択することを通じて選択する力自体を高め、自分の位置や他者との関係や自他に対する責任を自覚し、自分のなした選択と真の利益とのギャップに気づいていく側面がある」²³⁾からである。

ニーズは変化し、認知的支援もまた常に変更される。支援者は、常に本人の変化や要望、シグナルに注意深く耳を傾ける必要がある。

参考文献

- 1) 厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議」(2011.10.31)
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaigi_s_hiryou/dl/20111101_02.pdf
- 2) 植田章著「障害者福祉実践とケアマネジメント」—個別支援計画作成と相談支援の手引き—かもがわ出版、2008.6
- 3) 窪田暁子「食事状況に関するアセスメント面接の生まれるまで——生活の実態把握と理解の方法としての臨床的面接——」『生活問題研究』第3号、生活問題研究会、1991
- 4) 日本知的障害者福祉協会調査・研究委員会編「知的障害者のためのアセスメントと個別支援計画の手引き」、2008.11
- 5) 木全和巳・NPOあいち障害者センター編「実践が活きる個別支援計画——発達保障と豊かな地域生活のために」クリエイツかもがわ、2005.8
- 6) E.リンストローム/B.ヴェンベリア著 田代幹康/C.ロボス訳・著「スウェーデン発・知的障害のある人の生活支援ハンドブック」ミネルヴァ書房、2011.3
- 7) 「現代社会福祉事典」有斐閣、2003.11
- 8) 上野千鶴子 著「ケアの社会学」太田出版、2011.8
- 9) 上野千鶴子、中西正司編「ニーズ中心の福祉社会へ」医学書院、2008.10 (p14)
- 10) 中西正司・上野千鶴子著「当事者主催」岩波新書
- 11) アマルティア・セン/後藤玲子著「福祉と正義」東京大学出版会、2008.12 (p20)
- 12) 大沢真理「三つの福祉政府体系と当事者主催」、上野千鶴子、中西正司編「ニーズ中心の福祉社会へ」医学書院、2008.10
- 13) 前掲書 11) (p77)
- 14) 前掲書 8) (p75-76)
- 15) 前掲書 11) (p22)
- 16) 前掲書 11) (p20)
- 17) 前掲書 8) (p76)
- 18) 前掲書 6) (p26)
- 19) 前掲書 6) (p27)
- 20) 前掲書 6) (p41)
- 21) 前掲書 6) (p49)
- 22) 前掲書 6) (p13)
- 23) 前掲書 12) (p22)